

龍谷大学 履修要項  
2026年度 農学研究科

最終更新日：2026年3月10日

2026年度入学生

農学研究科

## 2026年度入学生 農学研究科 メニュー

### 「教育理念・目的」「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」

>

- 農学研究科の教育理念・目的 >
- 農学研究科の学位授与の方針 >
- 農学研究科の教育課程編成・実施の方針 >

### 教育課程

>

- 【1】教育課程の編成方法 >
  - 1. 授業科目の区分 >
- 【2】農学研究科開設科目の教育目的および履修方法 >
  - 1. 修士課程開設科目の教育目的 >
  - 2. 博士後期課程開設科目の教育目的 >
  - 3. 修士課程の修了要件単位数および開設科目 >
  - 4. 修士課程の学修プログラムについて >
  - 5. 博士後期課程の修了要件単位数および開設科目 >
  - 6. 学部科目履修について >
- 【3】履修登録 >
  - 1. 履修登録制度 >
  - 2. 履修登録手続のスケジュール >
  - 3. 履修辞退制度 >
  - 4. 配当セメスターの考え方 >
- 【4】成績評価 >

### 修士・博士学位取得のためのガイドライン

>

- 【1】修士・博士学位取得のためのガイドライン >
  - 1. 本研究科で授与する学位 >
  - 2. 学位授与までのプロセスおよび研究計画 >
  - 3. 修了要件 >
  - 4. 学位論文審査基準 >
- 【2】博士後期課程単位取得による依願退学 >
- 【3】単位取得満期退学後の学位論文の提出について >
- 【4】研究生制度 >
- 【5】特別専攻生制度 >
- 【6】博士後期課程早期修了制度 >
- 【7】論文博士にかかる学位申請 >

### 学修生活の手引き・規定等

>

- 【1】修了要件単位および学位 >
- 【2】学籍の取り扱い >

- 1. 学籍とは >
- 2. 学籍簿 >
- 3. 学生証 >
- 4. 学籍の喪失 >
- 5. 休学と復学 >
- 6. 修業年限 >
- 7. 再入学 >
- 8. 9月修了 >
- 9. 長期履修制度 >

- 【3】 研究助成・奨学金について >

- 1. 研究助成について >
- 2. 奨学金について >

- 【4】 規程等 >

龍谷大学大学院農学研究科学位論文審査等規程 > 龍谷大学大学院農学研究科学位論文審査にかかる内規 >

研究生に関する規程（「龍谷大学大学院学則」抜粋） > 特別専攻生規程 > 大学院における長期履修の取扱いに関する規程 >

農学研究科博士後期課程早期修了制度に関する内規 >

龍谷大学大学院農学研究科論文博士にかかる学位申請の受理及び審査に関する内規 >

龍谷大学大学院農学研究科生の学部科目履修に関する内規 >

# 「教育理念・目的」「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」

## 農学研究科の教育理念・目的

建学の精神に基づいて、高い倫理観と高度な専門知識、技能を併せ持ち、「食」と「農」に関わる諸課題の解決と持続可能社会の実現、地域社会の活性化に寄与し、「食」と「農」を対象とした学問研究の発展に貢献できる人材を養成することを目的とする。

## 農学研究科の学位授与の方針

### <修士課程>

農学研究科の「教育理念・目的」に基づき、以下の基本的な資質を備えるに至った大学院生に修士（食農科学）の学位を授与する。

#### ■学生に保証する基本的な資質

##### ○建学の精神

- 仏教、ことに浄土真宗に根ざす建学の精神の意味を深く理解している。
- 建学の精神に基づいて、豊かな人間性と高い倫理観をそなえ、社会的責務に対する自覚を持っている。

##### ○知識・理解・技能

- 「食」や「農」に関し、現実社会において如何なる問題が生じているのかを適切に把握することができる。
- 「食」や「農」に関する諸課題の解決策を考究するための自然科学的・社会科学的な高度専門知識、技法を修得している。
- 「食」や「農」に関わる最先端の研究成果を理解し、その中から現実問題の解決に役立つものを見抜く能力を修得している。

##### ○思考・判断・表現

- 修得した学問的な知識と実験・実習によって培われた技能を活用しながら現実課題の解決策を考究する能力を有している。
- 導出した解決策の妥当性・正当性を学問的な視点のみならず倫理面も加味しながら判断する能力を有している。
- 学修・研究によって得られた成果を整理・記述・公開するための専門的なスキルを修得している。

##### ○興味・関心・態度

- 国内外の「食」や「農」に関わる現実問題の解決に強い関心を持っており、その解決に高い倫理観を持って取り組む強い志を有している。
- 「食」や「農」に関わる諸課題の解決を主導・牽引するポジションに就くことの責任を自覚している。
- 「食」や「農」に関する専門分野の研究に積極的に取り組む意欲を持っている。

#### ■学位授与に必要とされる単位数及び修了認定の方法

1. 研究科に2年以上在学し、所定の科目を履修してその単位を修得した者に対し、学長は農学研究科委員会の議を経て修了を認定する。
2. 修了認定を受けるためには、所定の32単位以上の単位数を修得し、必要な研究指導を受けたうえで「修士論文」を農学研究科委員会に提出し、その審査に合格しなければならない。

### <博士後期課程>

農学研究科の「教育理念・目的」に基づき、以下の基本的な資質を備えるに至った大学院生に博士（食農科学）の学位を授与する。

#### ■学生に保証する基本的な資質

##### ○建学の精神

- 仏教、ことに浄土真宗に根ざす建学の精神の意味を深く理解している。
- 建学の精神に基づいて、豊かな人間性と高い倫理観をそなえ、社会的責務に対する自覚を持っている。

##### ○知識・理解・技能

- ・「食」や「農」に関わる学問領域における新知見・技法を考究・開発するために必要となる高度かつ広範な学問的知識を修得している。
- ・高度専門的な実験手技や実習・調査手法を修得している。
- ・「食」や「農」に関わる現場の実態に精通している。

#### ○思考・判断・表現

- ・修得した学問的知識・技能と高度専門的な実験・実習による検証に基づき、「食」や「農」に関わる学問領域における新知見・技法を開発するための研究手順、思考方法を修得している。
- ・得られた知見・技法の妥当性・正当性を自然科学・社会科学の両側面のみならず、倫理面からも吟味・検証・判断することができる。
- ・導出した新知見・技法を国際社会及び国際的な学会等に向けて発信するためのスキルを身に付けている。

#### ○興味・関心・態度

- ・国内外の「食」や「農」に関わる現実問題の解決とそのため新知見・技法の開発に強い関心を持っている。
- ・「食」や「農」に関わる学問の発展に寄与しようとする強い志を有する。
- ・「食」や「農」に関わる諸課題の解決とそれを通じた持続可能社会・循環型社会の実現、「食」と「農」を柱とした地域社会の再生・活性化に学問として取り組む強い使命感を持っている。

#### ■学位授与に必要とされる単位数及び修了認定の方法

1. 研究科に3年以上在学し、所定の科目を履修してその単位を修得した者に対し、学長は農学研究科委員会の議を経て修了を認定する。ただし、早期修了制度を利用する場合は、2年修了または1年修了となる。
2. 修了認定を受けるためには、所定の14単位以上の単位数を修得し、必要な研究指導を受けたいうで「博士論文」を農学研究科委員会に提出し、その審査に合格しなければならない。

## 農学研究科の教育課程編成・実施の方針

### <修士課程>

修士課程においては、「食」や「農」に関わる諸課題を多様な観点から捉え、その解決に専門分野の方法論のみならず、学際的なアプローチも駆使して取り組むことのできる人材の養成を目的とする。高度な専門的知識を身に付け、農学本来の姿である「自然科学と社会科学の総合」、「倫理的な価値判断」を意識しながら「食」や「農」に関わるローカル・グローバル双方の問題に対処できる人材、修得した知識・スキルを活用し、地域社会・地域農業の再生・活性化に貢献できる人材、「食」や「農」に関わる実社会・現場において高い専門性や能力が求められる職業を担うことのできる人材、さらに高度な研究に取り組むために博士後期課程へ進学する人材を養成する。そのために次のような方針で教育課程を編成・実施する。

- 「食」や「農」に関連する高度な学問的専門知識を講義と演習により修得させる。
- 「食」や「農」に関わる未解明の基礎科学的問題及び現実的な問題に対するアプローチの仕方、論理的思考法、実験手技、実態調査方法、データ分析手法を修得させるとともに、生命・環境・社会等に対する倫理観を養わせる。
- 大学院生各自の関心領域及び研究課題に対応するために指導教員を選定し、当該指導教員が担当大学院生の学修・研究が円滑に進むよう、きめ細やかな履修指導、研究指導を行う。
- 教員との闊達な討議を通して、大学院生が自身の課題研究に積極的に取り組み専門論文を作成できるよう支援するとともに、研究倫理や研究不正に対する大学院生の意識を向上させる。
- 「食」や「農」に関わる課題の解決をリードするという使命感を自覚させる。
- 研究成果を学会報告や専門論文として公表することを奨励し、プレゼンテーション能力やコミュニケーション能力、討論の技術を養わせる。

### <博士後期課程>

博士後期課程においては、修士課程の学修で身に付けた深い学識と研究能力、実務で得た知識・技能・経験を土台とし、「食」や「農」に関わる専門領域において高度で国際的な水準の創造的研究を行うことのできる自立した研究者、国内外の研究機関（大学、公的機関、民間企業の研究施設等）で活躍し、「食」や「農」に関わる学問・科学の発展に貢献できる人材、自然科学及び社会科学の両側面から「食」

と「農」を中心とした地域社会の再生に研究として取り組むことのできる人材を養成する。目指しているのは、「食」や「農」に関わる諸課題の解決に必要となる新たな知見や技法を開発・考究することのできる人材の養成である。そのために次のような方針で教育課程を編成・実施する。

- 「食」や「農」に関わる最先端の課題研究と独創的な論文作成への指導を通して、大学院生に、自ら主体的に研究を展開する態度、論理的な思考法、発展的課題の設定法、課題を考究するためのより高度な研究方法、生命・環境・社会等に関わる高度な倫理観を修得させる。
- 研究の成果を国内外に向けて公表することをより積極的に促し、大学院生のプレゼンテーション能力、コミュニケーション能力を一層高める。そして、自己の研究が客観的に評価される機会を数多く経験させる。
- 大学院生各自の関心領域及び研究課題に対応するために指導教員を選定し、当該指導教員が個々の大学院生のニーズに応じたきめ細かな研究指導を行うとともに研究倫理や研究不正に対する大学院生の意識を向上させる。
- 研究成果を社会に還元することや研究によって社会に貢献するという態度、「食」と「農」を中心とした地域活性化・地域再生、持続可能社会の構築に自身の研究を役立てるという意識を植え付ける。
- 「食」や「農」に関わる学問研究の発展に寄与するという強い志を確立させる。

# 教育課程

## 【1】教育課程の編成方法

### 1. 授業科目の区分

	修士課程	博士後期課程
授業科目	専門科目	講義科目
	演習・特別研究科目	演習科目

#### <修士課程>

修士課程における開講科目は「専門科目」と「演習・特別研究科目」です。

「専門科目」は、「農産物生産や農芸化学、植物生命の仕組み等に関わる自然科学的な内容を講義する科目（農業生産科学関連科目）」、「食品栄養と人間の健康の関連や食品科学に関わる内容を講義する科目（食品栄養科学関連科目）」、「食料問題や農業問題に関わる社会科学的内容を講義する科目（地域社会農学関連科目）」並びにいずれにも共通する講義・演習科目に区分されます。みなさんは、指導教員が各科目区分の中から選択した科目の組合せ（履修モデル）にしたがって科目を履修します。これにより、みなさんは高度な専門知識を学ぶことができるとともに自身の研究を遂行する準備を整え、研究に必要なアイデアや素材、ヒントを得ることができます。

「演習科目」には「食農科学演習Ⅰ」、「食農科学演習Ⅱ」、「食農科学演習Ⅲ」、「食農科学演習Ⅳ」を配置し、「特別研究科目」として「食農科学特別研究」を配置しています。みなさんは指導教員が担当するゼミナールにおいてこれらの演習科目を履修し、そこで実施した研究の成果を「特別研究科目」である「食農科学特別研究」において修士論文に結実させます。

#### <博士後期課程>

博士後期課程における開講科目は「講義科目」と「演習科目」です。

「講義科目」である「食農科学特別講義」は「食」と「農」の関連に着目することの重要性、「食」や「農」に関わる研究領域の全体像、国内外における最先端の研究トレンド、未知の研究課題等を把握し、これからの時代の研究に求められる様々な倫理観を養うことを目的とした科目です。

博士後期課程においては、修士課程よりもさらに専門性の高い研究に取り組むので、「演習科目」を専門領域に応じて3つに分割し、「農業生産科学特別演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」、「食品栄養科学特別演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」、「地域社会農学特別演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」を配置しています。

同科目は各大学院生が各自の専門領域に応じていずれかの演習を選択するものであり、自身の研究を遂行し、博士論文に結実させるための科目です。みなさんは指導教員が担当するゼミナールにおいてこれらの演習科目を履修し、そこで実施した研究の成果を博士論文に結実させます。

## 【2】農学研究科開設科目の教育目的および履修方法

### 1. 修士課程開設科目の教育目的

#### (1) 講義科目について

農学研究科のすべての「専門科目」は講義科目であり、また、選択科目です。

本研究科修士課程では、みなさんが入学した時点でみなさんの興味・関心領域に基づいて指導教員を選任します。そして、各指導教員がみなさんの研究テーマやバックボーン等を勘案しながら履修すべき科目の組合せを「履修モデル」として提示します。「専門科目」の履修に関しては、指導教員とよく相談し、履修モデルにしたがうようにしてください。

なお、「専門科目」は大きく「農業生産科学関連科目」、「食品栄養科学関連科目」、「地域社会農学関連科目」に分かれますが、各指導教員が提示する「履修モデル」は特定の科目群のみを履修するのではなく、各科目群からバランスよく科目を組み合わせるスタイルを基本とします。

#### (2) 演習科目について

「演習科目」は「食農科学演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」を第1 Semesterから第4 Semesterまで連続的に配置しており、すべて必修科目です。指定された Semester で必ず履修してください。修得単位数が修了要件単位数を超えていても、演習科目が一つでも未修得の場合は、修了の認定を受けることはできません。なお、演習科目は指導教員が担当するゼミナールで履修することになります。

### (3) 特別研究科目について

「特別研究科目」は修士課程で取り組んだ研究の成果を「修士論文」として取りまとめて農学研究科に提出し、審査に合格した者に対し単位認定する科目です。本研究科に配置しているのは「食農科学特別研究」であり、必修科目です。修得単位数が修了要件単位数を超えていても、「食農科学特別研究」が未修得の場合は、修了の認定を受けることはできません。

## 2. 博士後期課程開設科目の教育目的

### (1) 講義科目について

本研究科博士後期課程に配置している講義科目は「食農科学特別講義」1科目のみであり、それは「必修科目」です。指定された Semester で必ず履修してください。修得単位数が修了要件単位数を超えていても、「必修科目」が未修得の場合は、修了の認定を受けることはできません。

### (2) 演習科目について

博士後期課程の「演習科目」は「農業生産科学特別演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」と「地域社会農学特別演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」、「食品栄養科学特別演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」に区分されます。Semester開講ではなく通年開講です。博士後期課程の「演習科目」については「農業生産科学特別演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」、「食品栄養科学特別演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」、「地域社会農学特別演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」のいずれを履修するかは選択ですが、課程を修了するためには、いずれかの組合せを必ず履修せねばなりません。なお、演習科目は指導教員が担当するゼミナールで履修することになります。

## 3. 修士課程の修了要件単位数および開設科目

### (1) 修了要件単位数

修了のためには、必修16単位（科目区分「演習・特別研究科目」は必修）と選択16単位（科目区分「専門科目」から選択）の合計32単位以上の修得が必要です。

### (2) 修士課程開設科目

修士課程開設科目は年度により開講する科目が異なります。

毎年度開講する科目と、隔年で開講する科目があるため学修計画を立てる際には十分に注意してください。

隔年で開講する科目は、西暦奇数年度に開講する科目と西暦偶数年度に開講する科目があります。ただし、開講年度は変更することがあります。

◎必修科目 ○選択科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	配当 Semester				開講年度 (西暦)
			1年次		2年次		
			前	後	前	後	
			1	2	3	4	
専門科目	発酵醸造食品科学特論	2	○				奇数
	フードサービスと食の流通特論	2		○			偶数
	食・農・環境の技術・経営・倫理特論	2	○				偶数
	植物遺伝・生理学特論	2	○				偶数
	作物保護学特論	2	○				偶数
	分子育種学特論	2	○				奇数

		作物生産科学特論	2		○			奇数
		園芸科学特論	2	○				奇数
		微生物・酵素機能利用学特論	2		○			偶数
		植物-微生物共生学	2	○				毎年
		臨床栄養学特論	2		○			奇数
		臨床栄養療法特論	2	○				偶数
		人間栄養学特論	2		○			偶数
		アスリートの食と栄養特論	2	○				奇数
		栄養機能生化学特論	2		○			奇数
		食の嗜好性と生理機能開発の科学特論	2	○				奇数
		食品開発学特論	2	○				偶数
		管理栄養士特別臨地実習A（臨床栄養学）	2		○			毎年
		管理栄養士特別臨地実習B（公衆栄養学）	2		○			毎年
		管理栄養士特別臨地実習C（給食経営管理論）	2		○			毎年
		地域農業コミュニティ特論	2	○				奇数
		地域環境マネジメント特論	2	○				偶数
		グローバル農業特論	2	○				奇数
		アグリビジネスマネジメント特論	2	○				偶数
		フードシステム特論	2		○			奇数
		食料消費と食文化特論	2	○				奇数
		持続的食農環境科学特論	2	○				毎年
		グリーンチャレンジ演習A	1	○				毎年
		グリーンチャレンジ演習B	1		○			毎年
演習・特別研究科目	演習	食農科学演習Ⅰ	2	◎				毎年
		食農科学演習Ⅱ	2		◎			毎年
		食農科学演習Ⅲ	2			◎		毎年
		食農科学演習Ⅳ	2				◎	毎年
	特別研究	食農科学特別研究	8				◎	毎年

#### 4. 修士課程の学修プログラムについて

修士課程では2025年度より、グリーン人材の育成を目的として、「持続的食農環境」高度専門人材育成プログラムを展開しています。修了者にはオープンバッジによる修了証を授与します。

##### 「持続的食農環境」高度専門人材育成プログラム

科目名	単位数
-----	-----

持続的食農環境科学特論	2
グリーンチャレンジ演習A	1
グリーンチャレンジ演習B	1

## 5. 博士後期課程の修了要件単位数および開設科目

### (1) 修了要件単位数

修了のためには、必修科目「食農科学特別講義」(2単位) および「農業生産科学特別演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「食品栄養科学特別演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」または「地域社会農学特別演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」いずれかの組合せから合計12単位修得し、合計14単位の修得が必要です。

### (2) 博士後期課程開設科目

◎必修科目 ○選択科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	配当セメスター						
			1年次		2年次		3年次		
			前	後	前	後	前	後	
講義科目	食農科学特別講義	2	◎						
演習科目	農業生産科学特別演習Ⅰ	4		○					
	農業生産科学特別演習Ⅱ	4			○				
	農業生産科学特別演習Ⅲ	4						○	
	食品栄養科学特別演習Ⅰ	4		○					
	食品栄養科学特別演習Ⅱ	4			○				
	食品栄養科学特別演習Ⅲ	4						○	
	地域社会農学特別演習Ⅰ	4		○					
	地域社会農学特別演習Ⅱ	4			○				
	地域社会農学特別演習Ⅲ	4						○	

## 6. 学部科目履修について

「龍谷大学大学院農学研究科学生の学部科目履修に関する内規」に従い、履修することができます。

### 【3】履修登録

#### 1. 履修登録制度

履修登録とは、科目を履修するための手続きです。この手続きをしていなければ、仮にその授業に出席していたとしても、試験を受けることや単位認定を受けることはできません。履修登録は学修計画の基礎となるものであり、登録が有効に行われるようすべて自分の責任において取り組まなければなりません。履修登録は、自らの学修計画に従って科目を履修するための手続きであり、学修計画の出発点となるものです。履修登録をしていない科目は履修できません。

#### (1) 履修登録の方法

大学内の情報実習室だけでなく、自宅などの学外からWebによる履修登録が可能です。龍谷大学ホームページのトップページから「ポータルサイト（学内者向け）」へ進み、全学統合認証ID・パスワードを入力してログインをしてください。

### 【Web履修登録での注意事項】

- ① Web履修登録には、全学統合認証ID・パスワードの修得が必須となります。
- ② Web履修登録は、指定された登録期間のみ登録画面を開放しています。登録期間を過ぎれば、登録画面が閉じますので、必ず期間内にWeb履修登録をしてください。
- ③ Web履修登録期間終了直前は、アクセスが集中してシステムに負荷がかかり、登録画面へのアクセスが困難になる恐れがあるため、余裕を持ってweb履修登録をしてください。

## (2) 履修登録の科目

履修登録は、下記のとおり登録期間を設け、実施します。

なお、修士課程1年次生・2年次生と博士後期課程生により登録方法が異なっていますので、注意してください。

### <修士課程1年次生>

年2回の履修登録とします。

○第1学期（前期）履修登録において登録すべき科目

第1学期（前期）開講科目

○第2学期（後期）履修登録において登録すべき科目

第2学期（後期）開講科目

### <修士課程2年次生>

年1回の履修登録とします。

○第1学期（前期）履修登録において登録すべき科目

第1学期（前期）および第2学期（後期）開講科目

なお、修士課程2年次生の第2学期（後期）開講科目については9月中旬から下旬にかけて登録変更期間を設けますので、原則として修了要件に支障をきたす場合に限り、変更・追加・削除等の手続きをとることができます。履修登録の修正・変更に関して、修了要件に関わる場合もあるため、必ず事前に農学部教務課まで相談するようにしてください。

### <博士後期課程1年次生～3年次生>

年1回の履修登録とします。

○第1学期（前期）履修登録において登録すべき科目

通年型科目および第1学期（前期）開講科目

## (3) 予備・事前登録

予備・事前登録とは、受講者数を調整するため、通常の履修登録（本登録）に先だって行われるものです。予備・事前登録手続きの必要な科目は、この手続きをしなければ受講できません。該当する科目の受講を考えている場合には、この手続きを行うようにしてください。

## (4) 履修登録にあたって注意すべき点

- ① 重複登録（同一講時に2科目以上の登録をすること）をした場合、当該科目は全て無効となります。
- ② 授業時間割に変更が生じた場合は、ポータルサイトにてお知らせします。
- ③ 履修登録にあたって、不明な点があれば、農学部教務課に相談してください。
- ④ Web履修登録画面から、定められた期間内に必ず登録してください。  
履修登録手続スケジュールは毎年変更されますので、履修要項、WEBサイト（<https://cweb.ryukoku.ac.jp/~kyoga/risshu/>）で確認してください。
- ⑤ 登録した授業科目は、登録完了後、各自がその場で「受講登録確認表」を出力し、正しく登録されているかどうかを必ず確認し、保管してください。受講登録確認表について、不備もしくは質問がある場合は、ただちに、農学部教務課に申し出てください。また、出力

した受講登録確認表は、必ず保管してください。

## 2. 履修登録手続のスケジュール

履修登録手続スケジュールは毎年2回（第1学期（前期）履修登録スケジュール：毎年1月中旬を目途、第2学期（後期）履修登録スケジュール：毎年7月中旬を目途）公表しますので、ポータルサイト（<https://portal.ryukoku.ac.jp/>）のお知らせで確認してください。



## 3. 履修辞退制度

※受講登録確認時に行う修正とは異なりますので注意してください。

### (1) 「履修辞退制度」とは

「履修辞退制度」とは、受講者が授業を受けてみたものの、「授業内容が学修したいものと著しく違っていた場合」や「受講者自身が授業について行ける状況にまったくない場合」など、やむを得ない理由がある場合に自分自身の判断で履修を辞退することができる制度のことです。

この制度は、履修登録の確認時における登録不備によって修正が必要となる場合の「履修登録修正」とは異なり、履修登録がすべて確定した後に、上記のような理由によって受講者自身が定められた期間に履修辞退の申し出をすることができるものです。「履修登録修正」は登録情報を「修正」や「取消」するものであり、以前の履歴は一切残りませんが、「履修辞退」は、「履修登録」および「履修辞退」の履歴が記録として残ります。

受講者のみなさんはこの「履修辞退制度」を安易に利用するのではなく、「履修要項」および「シラバス」を熟読して学修計画をしっかりと立て、慎重な履修登録をするよう十分留意する必要があります。

### (2) 履修辞退による成績評価のあり方

本学が設定する履修辞退の申出期間中に辞退を申し出た場合、当該授業科目の成績評価は行いません。したがって、履修辞退した科目は平均点やGPAの計算対象から除外されるとともに、学業成績証明書への記載対象からも除外されます。なお、各学期に配付される個人別の学業成績表には履修履歴および履修辞退履歴として「J」の記号が記載されます。

### (3) 履修辞退の申出期間

履修辞退の申出期間は各学期において1週間程度設けられます。ポータルサイト、学生手帳等で確認してください。

### (4) 履修辞退の申出方法

履修辞退の申出期間にポータルサイトの「Web履修辞退申請」から申請してください。受付期間中に、ポータルサイトを利用した申請が出来ない理由を有する者は、事前に農学部教務課に相談してください。

### (5) 留意事項

#### ①履修辞退できない科目

- 必修科目
- サマーセッション科目
- 実習科目（管理栄養士特別臨地実習A～C）
- 演習科目（博士後期課程）

#### ②履修辞退の申出による単位数計算は以下のとおりです。

履修辞退申出時期	科目区分	単位数の計算
5月頃	前期科目	カウントしません
	通年科目	第1学期（前期）分はカウントしますが、第2学期（後期）分はカウントしません
10月頃	後期科目	カウントしません

③履修辞退申出による授業料の返還はしません。

なお、単位制学費の対象学生（社会人）が、通年科目の辞退を第1学期（前期）期間中の履修辞退申出期間に申し出た場合、第2学期（後期）分の授業料は徴収しません。

#### 4. 配当セメスターの考え方

それぞれの科目には配当セメスターが設定されており、設定された配当セメスター以降の履修が可能であることを示しています。

- (1) 必修科目は、配当されているセメスターに登録してください。
- (2) 配当セメスターにかかわらず、開講期（開講セメスター）は年度により変更することがあります。
- (3) 半期休学等の理由により、科目配当に極端な不利益があると判断されるときは、配当セメスターより前の履修を認めることがあります。ただし、履修登録にあたっては予め農学部教務課に相談してください。

## 【4】成績評価

詳しくはこちら

# 修士・博士学位取得のためのガイドライン

## 【1】修士・博士学位取得のためのガイドライン

### 1. 本研究科で授与する学位

それぞれの課程で取得できる学位は、次のとおりです。

#### <修士課程>

食農科学専攻……………修士（食農科学）

#### <博士後期課程>

食農科学専攻……………博士（食農科学）

### 2. 学位授与までのプロセスおよび研究計画

#### (1) スケジュール

※ スケジュールについては、今後、変更する可能性があります。

#### <修士課程>

年次	時期	内容	詳細
1年次	4月初旬	入学式・履修説明会	○修士課程修了までの履修・各種手続き等にかかる概要説明および指導、研究指導体制の確立 ○3ポリシー、履修モデル等の説明
	4月上旬	履修登録	○第1学期（前期）履修科目の登録
	5月中旬	研究題目および研究計画の提出	○研究計画の策定
	6月	研究計画発表会	
	9月下旬	履修登録	○第2学期（後期）履修科目の登録
2年次	4月上旬	履修登録	○第1学期（前期）および第2学期（後期）履修科目の登録
		研究計画の修正（該当者のみ）	○研究題目の変更（該当者のみ） ○研究指導教員の変更（該当者のみ）
	6月～9月	修士論文中間報告会	○修士論文中間報告会の実施と指導
	12月	修士論文審査願提出	
	1月	修士論文の提出 修士論文要旨の提出	
	1月～2月	修士論文報告会	
	2月中下旬	修士論文審査	○修士の学位授与にかかる審査
	3月中旬	学位授与式	

#### <博士後期課程>

年次	時期	内容	詳細
1年次	4月初旬	入学式・履修説明会	○博士後期課程修了までの履修・各種手続き等にかかる概要説明および指導、研究指導体制の確立 ○3ポリシー、履修モデル等の説明
	4月上旬	履修登録	○履修科目の登録
	5月中旬	研究題目および研究計画の提出	○研究計画の策定
	2月上旬	研究指導	○研究進捗の確認・総括
2年次	4月上旬	履修登録	○履修科目の登録
		研究計画の修正（該当者のみ）	○研究題目の変更（該当者のみ） ○研究指導教員の変更（該当者のみ）
	9月下旬	研究計画の修正（該当者のみ）	○研究題目の変更（該当者のみ） ○研究指導教員の変更（該当者のみ）
	10月上旬	博士論文中間報告	○博士論文中間報告と指導
3年次	4月上旬	履修登録	○履修科目の登録
		研究計画の修正（該当者のみ）	○研究題目の変更（該当者のみ） ○研究指導教員の変更（該当者のみ）
	9月	博士論文中間報告会	○博士論文中間報告会の実施と指導
	12月	博士論文審査願提出	
	1月	博士論文の提出 博士論文要旨の提出	
	1月～2月	博士論文公聴会	○公聴会において口述試験を実施
	2月中下旬	博士論文審査	○博士の学位授与にかかる審査
	3月中旬	学位授与式	

## (2) 研究指導の方法および内容

### <修士課程・博士後期課程>

各大学院生は、入学後指導教員と十分に相談のうえ、研究題目および研究計画を立ててください。そして、5月中旬頃に、「龍谷大学大学院農学研究科 研究計画書」を作成し提出してください。なお、提出方法等（フォーマット・提出日・方法・提出場所）については、別途農学部教務課よりポータルサイト等でお知らせします。

## 3. 修了要件

### <修士課程>

農学研究科修士課程を修了するためには以下の条件を満たす必要があります。

- ① 農学研究科修士課程に2年以上在学すること。
- ② 所定の単位について32単位以上を修得すること。

ただし、「食農科学特別演習Ⅰ～Ⅳ」各2単位および「食農科学特別研究」8単位を必修とします。

- ③ 龍谷大学学位規程および龍谷大学大学院農学研究科履修要項に基づき、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文を提出してその審査および最終試験に合格すること。

### <博士後期課程>

農学研究科博士後期課程を修了するためには以下の条件を満たす必要があります。

- ① 農学研究科博士後期課程に3年以上在学すること。ただし、早期修了制度を利用する場合は、2年修了または1年修了となります。
- ② 所定の単位について14単位以上を修得すること。  
ただし、「食農科学特別講義」2単位を必修とします。
- ③ 龍谷大学学位規程および龍谷大学大学院農学研究科履修要項に基づき、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出してその審査および最終試験に合格すること。

## 4. 学位論文審査基準

「学位論文審査基準」とは、修士論文・博士論文に求められる条件を示したものです。論文作成にあたり、この基準に留意しながら作成するように心がけてください。

### <修士論文>

1) 研究テーマ・問題設定の妥当性	社会的要請に合致し、学術的な意義が高い研究テーマ・問題設定であること。
2) 研究方法の妥当性	研究テーマや問題設定に対応した適切な研究方法が選択されていること。実験・調査の方法が適切であり、得られたデータや資料の分析方法・解釈の仕方で適切であること。
3) 論文構成の妥当性	一貫した論理展開がなされており、「論理の飛躍」がないこと。
4) 独創性・創造性	研究テーマ・問題設定、研究方法、論旨、結論等に既存研究にはない新規性があること。
5) 当該研究分野における学術的価値	研究成果が現実問題の解決に寄与するとともに、論文が当該研究分野においてサーベイの対象となる先行研究たりうること。
6) 体裁	引用等が適切に処理されていること。図表の様式や章節構成等も適切であり、学術論文としての体裁が整っていること。

### <博士論文>

1) 研究テーマ・問題設定の妥当性・新規性・独創性	社会的要請に合致し、学術的意義が特に高い未知・未開の研究テーマ・問題設定であること。
2) 研究方法の妥当性・新規性・独創性	研究テーマや問題設定に対応した高度専門的な研究方法が適切に選択されていること。実験・調査の方法、得られたデータや資料の分析方法・解釈の仕方に関し、新しい工夫が施されていること。
3) 論文構成の妥当性	一貫した論理展開がなされており、「論理の飛躍」がないこと。
4) 結論の妥当性・新規性・独創性	研究成果に既存研究にはない高度専門的な新知見が含まれていること。
5) 社会又は学会への貢献	研究成果が現実問題の解明に多大な貢献をなすとともに、結論、研究方法等が当該研究分野における学問研究の発展に寄与するものであること。
6) 今後の課題及び展望の提示	研究の到達点とそれを起点としたさらなる研究課題・領域が明確に提示されており、新たな高度専門研究を喚起するものであること。
7) 体裁	引用等が適切に処理されていること。図表の様式や章節構成等も適切であり、学術論文としての体裁が整っていること。

## 【2】博士後期課程単位取得による依願退学

大学院農学研究科博士後期課程に3年以上在学し、課程修了に必要な14単位以上を修得し、農学研究科委員会にてその認定を受けた場合、単位取得による依願退学を願い出ることができます（単位取得満期退学）。

### 【3】 単位取得満期退学後の学位論文の提出について

単位取得満期退学した者（2019年度以降入学生対象）が、学位論文提出し、課程博士の取得を目指して、さらに入学を願い出ることができます（再入学）。ただし、再入学できる期間は、退学した翌学期から通算5学期を超えることはできません。再入学にあたっては、再入学試験への出願が必要となります。入学試験要項は、大学ホームページをご確認ください。

その場合の学費および受験料は、論文審査在籍料（30,000円）となります。

なお、単位取得満期退学後の学位論文の提出については、「龍谷大学大学院学則」（第29条第3項、第38条第10項）および「龍谷大学学位規程」（第4条第1項）に定められています。

### 【4】 研究生制度

本学大学院博士後期課程に3年以上在学し退学した方で、更に本学大学院において博士論文作成のために研究の継続を希望する方を対象とした研究生制度があります。研究生の取り扱いについては、「龍谷大学大学院学則抜粋（研究生）」（大学院学則第9章の2研究生の項を抜粋）を確認してください。研究生の申請については、ポータルサイト等で周知します。

### 【5】 特別専攻生制度

本学大学院農学研究科修士課程修了者、本学大学院文学研究科博士後期課程修了者（博士論文を提出し、博士の学位を授与された者）で、さらに本学大学院において研究の継続を希望する方を対象とした特別専攻生制度があります。特別専攻生の取り扱いについては、「特別専攻生規程」を確認してください。特別専攻生の申請については、ポータルサイト等で周知します。

### 【6】 博士後期課程早期修了制度

龍谷大学大学院学則第13条の規定に基づき、農学研究科博士後期課程に1年以上在学し、優れた研究業績を上げたと認められ、修了要件として定める単位を修得した大学院生の早期修了を認める制度があります。

博士後期課程早期修了の取り扱いについては、「農学研究科博士後期課程早期修了制度に関する内規」を確認してください。

### 【7】 論文博士にかかる学位申請

龍谷大学大学院学位規定第3条第4項に基づき、論文博士にかかる学位申請の受理及び審査については、「龍谷大学大学院農学研究科論文博士にかかる学位申請の受理及び審査に関する内規」をご確認ください。

## 【1】修了要件単位および学位

### <修士課程>

修了は、大学が定める教育課程の修了であり、「修士（食農科学）」の学位が授与されます。この認定証が学位記です。修了するためには、教育課程（カリキュラム）にしたがって学修し、研究科ごとに定められた所定の要件を満たすことが必要で、その一環として、32単位以上を履修しなければなりません。修士課程における修了要件単位数の詳細については、「農学研究科開設科目の教育目的および履修方法」を参照してください。

#### (1) 修了の要件

本学において、修士の学位を得ようとする者は、次の3つの要件を満たさなければなりません。

##### ① 所定在学年数

本学の教育課程（カリキュラム）を修了するには、修士課程に2年以上在学しなければなりません。これは、単なる在籍期間ではなく、学修期間が2年以上必要ということです。したがって、休学等による学修中断の期間は所定在学年数に加えません。

##### ② 所定単位の修得

本学の教育課程（カリキュラム）は、授業科目の区分ごとに必修科目、選択科目の別を指定しています（詳細は「農学研究科開設科目の教育目的および履修方法」を参照）。この指定と異なる履修をした場合には、いかに多くの単位を修得したとしても修了の認定を受けることはできません。

##### ③ 研究指導

修士課程の学生は、必要な研究指導を受け、修士論文を提出してその審査および最終試験に合格する必要があります。

#### (2) 修了の時期

① 修了認定は、毎年学年の終わり（3月）に行います。

② 9月修了の取り扱いについて

研究科委員会が必要と認めるときは、在学期間が2年以上の者について、第1学期（前期）終了時（9月）に修了を認定することがあります。

（注）9月修了を希望する者は、4月の登録関係書類配付時に申し出て、所定の願書を受け取り、必ず指定された期間に手続きを完了してください（本人の申し出がなければ、9月修了の対象にはならないので注意してください）。

### <博士後期課程>

修了は、大学が定める教育課程の修了であり、「博士（食農科学）」の学位が授与されます。この認定証が学位記です。修了するためには、教育課程（カリキュラム）にしたがって学修し、研究科ごとに定められた所定の要件を満たすことが必要で、その一環として、14単位以上を履修しなければなりません。博士後期課程における修了要件単位数の詳細については、「農学研究科開設科目の教育目的および履修方法」を参照してください。

#### (1) 修了の要件

本学において、博士の学位を得ようとする者は、次の3つの要件を満たさなければなりません。

##### ① 所定在学年数

本学の教育課程（カリキュラム）を修了するには、博士後期課程に3年以上在学しなければなりません。これは、単なる在籍期間ではなく、学修期間が3年以上必要ということです。したがって、休学等による学修中断の期間は所定在学年数に加えません。

ただし、早期修了制度を利用した場合、2年修了または1年修了となります。

##### ② 所定単位の修得

本学の教育課程（カリキュラム）は、授業科目の区分ごとに必修科目、選択科目の別を指定しています（詳細は「農学研究科開設科目の教育目的および履修方法」を参照）。この指定と異なる履修をした場合には、いかに多くの単位を修得したとしても修了の認定を受けることはできません。

##### ③ 研究指導

博士後期課程の学生は、必要な研究指導を受け、博士論文を提出してその審査および最終試験に合格する必要があります。

#### (2) 修了の時期

① 修了認定は、毎年学年の終わり（3月）に行います。

② 9月修了の取り扱い

研究科委員会が必要と認めるときは、在学期間が3年以上の者について、第1学期（前期）終了時（9月）に修了を認定することがあります。

（注）9月修了を希望する者は、4月の登録関係書類配付時に申し出て、所定の願書を受け取り、必ず指定された期間に手続きを完了してください（本人の申し出がなければ、9月修了の対象にはならないので注意してください）。

## 【2】学籍の取り扱い

### 1. 学籍とは

詳しくはこちら

### 2. 学籍簿

詳しくはこちら

### 3. 学生証

詳しくはこちら

### 4. 学籍の喪失

修了以外の事由で学籍を喪失（本学の学生でなくなる）する場合としては、退学と除籍の2種類があり、さらに退学はその内容により依願退学と懲戒退学に区分されます。

#### （1）退学

##### ① 依願退学

**依願退学**は、学生自身の意志により学籍を喪失（本学の学生でなくなる）することです。

依願退学は、学生の意志によるものであることから、いつでも願い出ることができますが、次の諸手続きが必要です。

ア、大学所定の書式により、退学理由を明記し、保証人と連署により願い出てください。

イ、当該学期分の学費を納入していること（学費の納入と学籍の取得は対価関係にあり、学費の納入の無い者は本学学生と見なすことができず、したがって退学を願い出る資格もありません。なお、学期当初に退学をする場合は、研究科で個別に対応しますので相談してください）。

また、休学期間中の者も退学を願い出ることができますが、除籍となった者は、退学を願い出ることができません。

##### ② 懲戒退学

**懲戒退学**は、学生が本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した場合、その内容、軽重等を考慮し、別に定める学生懲戒規程により、在学契約を解消することです。

#### （2）除籍

**懲戒**という概念になじまない事由であっても、大学が一方的に在学契約を解消する必要のある場合があります。このため本学ではこれを**除籍**として処理しています。しかし、除籍といえども本学学生としての身分を失う点では、退学と同じ結果となるので、その事由は学則により明記されています。

大学院学則第30条において定められている除籍の事由は、次のとおりです。

① 定められた期間に所定の学費を納入しないとき。

② 在学し得る年数（修士課程は5年間、博士後期課程は6年間）以内に修了できないとき。

③ 休学期間を終えても復学できないとき。

なお、死亡の場合も除籍とします。

### 5. 休学と復学

学生が疾病またはその他の事情により、3ヶ月以上修学を中断しようとするときは、**休学**を願い出ることができます。

## (1) 休学の願出

休学には、次の諸手続きが必要です。

- ① 大学所定の書式により願出すること。
- ② 休学の必要性を証明する書類（診断書等）を添付すること。
- ③ 保証人と連署で願出すること。

## (2) 休学期間

- ① 休学期間は、1学年間または1学期間のいずれかです。

1年間あるいは第1学期（前期）休学希望者は6月30日まで、第2学期（後期）休学希望者は12月31日までに農学部教務課窓口で大学所定の書類を提出してください。なお、受付は窓口の開室日に限ります。

- ② 休学期間の延長の必要がある場合は、さらに1学年間または1学期間の休学期間の延長を願出することができます。

- ③ 休学期間は次のとおりです。

修士課程：連続して2年、通算して2年を超えることはできません。

博士後期課程：連続して2年、通算して3年を超えることはできません。

## (3) 休学中の学費

休学者は、学費として休学する学期の休学在籍料を納入しなければなりません。

## (4) 復学の願出

休学者の休学事由が消滅したときは、願出により**復学**することができます。復学できる時期は、教育課程編成との関係で、学期の始め（第1学期（前期）または第2学期（後期）の開始日）に限定されています。復学の願出は、学期開始日の前1ヶ月以内になければなりません。

## (5) 休学による学年進行

学年進行するためには、各年度末の時点で当該学年における1年以上の在学歴が必要となります。例えば1年生の時に第1学期もしくは第2学期のいずれか1学期間の休学をした場合、在籍2年目となる翌年度の一年間も1年生の扱いとなります。このことにより、在籍2年目も1年生対象の科目しか受講できないこと可能性がありますので、休学する場合は履修計画に注意してください。

## 6. 修業年限

修業年限は次のとおり定められており、これを超えて在学することはできません。

修業年限内に修了できない場合は、除籍となります。なお、休学期間は修業年限に算入しません。

修士課程：5年間（再入学生：再入学年次に該当する年限、例えば2年次再入学なら4年間）

博士後期課程：6年間（再入学生：再入学年次に該当する年限、例えば2年次再入学なら5年間）

## 7. 再入学

- (1) 大学院学則第29条により退学した者が再び入学を願出たときは、その事情を調査の上、原年次またはそれ以下の年次に、入学を許可することがあります（大学院学則第29条第2項）。ただし、再入学を願出たときが、退学した年度を含めて4年以上の場合は学科試験を課します。
- (2) 大学院学則第30条第1項第1号により除籍された者が再び入学を願出たときは、原年次に入学を許可することがあります（大学院学則第30条第3項）。ただし、再入学を願出たときが除籍された年度を含めて4年以上の場合は学科試験を課します。
- (3) 休学期間の満了するまでに退学を願出た許可された者は、再入学を願出することができます。
- (4) 再入学を願出する時は、学費等納入規程に定める受験料を納め、所定の期間内に手続きをしなければなりません。なお、出願期間、出願書類等については入試部に問い合わせてください。

## 8. 9月修了

第1学期（前期）末（9月30日）で修了要件（修得単位・在学期間）を充足することとなる学生が、届出期間内に9月修了の希望申込をした場合には、9月30日付で修了の認定を受けることができます（要件充足者について、自動的に修了認定を行うことはありません）。詳細については農学部教務課窓口で相談してください。

## 9. 長期履修制度

職業を有している等の事情により、通常の修了に係る年限では履修が困難な学生を対象に、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することが出来る「長期履修制度」を設けています。

### (1) 対象となる課程

修士課程及び博士後期課程

### (2) 対象者

長期履修を申請できる者は、農学研究科に入学する者、在学生（修了年次生に在学する者を除く。）であり、次のいずれかに該当し、標準修業年限での修了が困難な者とします。ただし、外国人留学生は対象としません。

- ① 職業を有している者
- ② 家事、介護、育児、出産等の諸事情を有する者
- ③ その他当該研究科が相当な事情があると認めた者

### (3) 長期履修期間

長期履修期間は年度を単位とし、修士課程、博士後期課程ともに6年を限度に認めることができます。ただし、休学期間はこれに算入しません。

### (4) 申請期間

長期履修制度を希望する場合は、次のいずれかの期間に申請する必要があります。（お考えの方は、農学部教務課までご相談ください。）

- ① 入学前に申請する場合：入学手続期間
- ② 入学後に申請する場合：長期履修開始年度の学年開始の1ヶ月前までの期間（修了年度の申請は不可）

### (5) 申請方法

長期履修開始年度の学年開始の1ヶ月前までに、以下の書類を農学部教務課に提出してください。なお、提出にあたっては、指導教員の十分相談の上、所見・署名・捺印を受ける必要があります。

- ① 長期履修申請書
- ② 対象者であることを確認できる書類
- ③ その他当該研究科長が必要と認める書類

### (6) 長期履修期間の変更

長期履修を認められた者が、許可された履修期間を事情により変更（短縮または延長）を希望する場合は、長期履修変更申請書を農学部教務課に提出してください。変更は、在学する課程において、いずれか1回に限り認めることができます。提出にあたっては、指導教員の十分相談の上、所見・署名・捺印を受ける必要があります。なお、短縮を認めることのできる期間は、標準修業年限に1年を加えた期間までとし、申請は変更後の修了年度の学年開始の1ヶ月前までに行うものとします。

### (7) 審査方法

提出された申請書類等をもとに、農学研究科委員会で審査します。

### (8) 学費等の納入方法

長期履修学生は通常学費（入学金以外の学費）を履修期間の年数に応じて均等に分割納入することとなります。なお、学費とは別に諸会費が必要となります。諸会費については分割納入になりませんので、毎年度納入する必要があります。

## 【3】 研究助成・奨学金について

### 1. 研究助成について

大学院生の研究環境の向上を図るため、以下の独自の研究助成制度を設けています。

#### (1) 大学院研究活動奨励・支援制度

申請にもとづき、学会参加費、調査にかかる交通・宿泊費、論文投稿・校正費、自主研究会の経費、博士論文出版費などの支援を行います。詳細はHPをご確認ください。

<窓口：龍谷大学教学部（メールにてお問い合わせください。）>

e-mail : daigakuin-shien@ad.ryukoku.ac.jp

## (2) 教育研究補助費

指導教員の研究室単位で管理する補助費で、指導教員へ使用申請をすることで、研究活動の補助費用として使用することができます。詳細は指導教員にご確認ください。

## (3) 論文掲載料補助費（博士後期課程生対象）

博士後期課程では、「第一著者または責任者として執筆した1つ以上の査読付き学術論文を持つ」ことが学位審査を受審するために必要です。10万円（上限）／年度を掲載にかかる費用の補助費用として支給します。

## 2. 奨学金について

※内容に変更が生じる場合がありますので、本給付奨学金制度の詳しい内容についてはポータルサイトのお知らせを必ずご確認ください。

### (1) 大学院学内進学奨励給付奨学金（予約採用型）＜自己応募＞

本学大学院農学研究科への進学を奨励するため、本学学部及び本学研究科修士課程から進学した者を対象に、給付する奨学金です。入学試験の出願期間に申請書を提出します。本給付奨学金制度の詳しい内容については、ポータルサイトのお知らせをご確認ください。

### (2) 大学院成績優秀者給付奨学金＜自己応募＞

修士課程2年次・博士後期課程2・3年次に在学する者のうち、学業成績が優秀である者を対象に給付する奨学金です。本給付奨学金制度の詳しい内容については、ポータルサイトのお知らせをご確認ください。

### (3) 大学院研究活動支援給付奨学金＜自己応募＞

本学大学院農学研究科修士課程・博士後期課程に在学する者のうち研究活動を積極的に行う者を対象に給付する奨学金です。本給付奨学金制度の詳しい内容については、ポータルサイトのお知らせをご確認ください。

## 【4】 規程等

### 龍谷大学大学院農学研究科学位論文審査等規程

#### 第1章 修士論文の審査等

（論文の提出資格）

第1条 龍谷大学大学院農学研究科の修士課程学生で、修士課程授業科目を所定の履修方法によって履修し、課程修了に必要な32単位以上をその学年度において修得見込の者、またはその学年度までに修得した者は、当該学年度において、所定の手続により所定の期日までに修士論文審査願を提出し、本研究科委員会において提出可能と判断されたうえで、修士論文を提出できる。

（論文の提出可否）

第2条 前条に定める論文の提出可否にかかる審査は、農学研究科論文審査会（以下「論文審査会」という。）により行われる。

2. 本研究科委員会は、論文審査会より論文の提出可否にかかる審査報告を受け、論文の提出の可否を議決する。

（論文の受理）

第3条 第1条により提出される修士論文は、別に定める修士論文の様式を具備するものでなければならない。

2. 第1条により提出される修士論文は、所定の日時までに提出されねばならない。

3. 前2項の要件を満たして提出された修士論文については、本研究科委員会の議を経て、学長が受理する。

（論文の審査）

第4条 修士論文の審査は、論文審査会により行われる。

2. 修士論文の審査には、論文内容の審査及び報告会における質疑応答を課する。

（論文の合否）

第5条 修士論文は、社会の要請する学術的あるいは科学技術的課題に対し、当該分野の高度な専門知識および関連分野の幅広い基礎知識を駆使し、与えられた条件の下で、その課題を分析し、解決に至る手順を示し、それを実行し、その結果を明瞭に表現したものでなければ

ばならない。

2. 修士論文の可否は、論文の内容及び報告会における質疑応答の結果を総合的に審査する。
3. 本研究科委員会は、論文審査会より当該論文の審査報告を受け、論文の可否を議決する。なお議決には、出席する本研究科委員会構成員の3分の2以上の賛成を必要とする。

## 第2章 博士論文の審査等

(規程の対象)

第6条 龍谷大学大学院農学研究科の行う博士論文の審査は、龍谷大学大学院学則に定める博士課程修了の要件の一つとして行われるものと、龍谷大学学位規程第3条第4項によって提出された博士の学位請求論文について行われるものとの2種別があるが、本規程は、前者にかかわる審査等の大綱を規定するものである。後者にかかわる審査等については、本学学位規程によるものとする。

(論文の提出資格)

第7条 龍谷大学大学院農学研究科の博士後期課程学生で、その所属する専攻所定の博士後期課程授業科目を所定の履修方法によって履修し、課程修了に必要な14単位以上をその学年度までに修得した者、または修得見込の者は、予備審査を経た後に、所定の手続により所定の期日までに博士論文審査願を提出し、本研究科委員会において提出可能と判断されたうえで、博士論文を提出することができる。

(論文の提出可否)

第8条 前条に定める論文の提出可否にかかる審査は、論文審査会により行われる。

2. 本研究科委員会は、論文審査会より論文の提出可否にかかる審査報告を受け、論文の提出の可否を議決する。

(論文の受理)

第9条 第7条により提出される博士論文は、別に定める博士論文の様式を具備するものでなければならない。

2. 第7条により提出される博士論文は、所定の日時までに提出されねばならない。
3. 前2項の要件を満たして提出された博士論文については、本研究科委員会の議を経て、学長が受理する。

(論文の審査)

第10条 博士論文の審査は、論文審査会により行われる。

2. 博士論文の審査には、論文内容の審査及び公聴会における質疑応答ならびに口述試験を課する。

(論文の可否)

第11条 博士論文は、その専攻分野について、研究者・技術者として自立して研究・開発活動を行うに必要な高度の研究・開発能力およびその基礎となる豊かな学識を有することを立証するに足るものでなければならない。

2. 博士論文の可否は、論文の内容、公聴会における質疑応答の結果及び口述試験の結果を総合的に審査する。
3. 本研究科委員会は、論文審査会より当該論文の審査報告を受け、論文の可否を議決する。なお議決には、出席する本研究科委員会構成員の3分の2以上の賛成を必要とし、議決の方法は投票によらなければならない。

付則

1. この規程は、龍谷大学大学院農学研究科内規として、2019年6月26日から施行する。

付則 (2021年2月24日 第5条、第11条第3項改正)

1. この規程は、龍谷大学大学院農学研究科内規として、2021年2月24日から施行する。

## 龍谷大学大学院農学研究科学位論文審査にかかる内規

### 第1章 農学研究科論文審査会

(農学研究科論文審査会の目的)

第1条 本研究科委員会は、論文の審査を目的に、龍谷大学大学院農学研究科学位論文審査等規程 (以下「学位論文等審査規程」という。) の定めに基づき、農学研究科論文審査会 (以下「論文審査会」という。) を設ける。

(論文審査会の審査・判定・議決事項)

第2条 論文審査会は、以下の各号について審査し、その結果を判定する。

- (1) 学位論文等審査規程第2条に定める、修士論文審査願の提出に基づく、修士論文の提出可否
- (2) 学位論文等審査規程第5条に定める修士論文の可否
- (3) 学位論文等審査規程第8条に定める、博士論文審査願の提出に基づく、博士論文の提出可否
- (4) 学位論文等審査規程第11条に定める博士論文の可否

#### (論文審査会の構成)

第3条 論文審査会は、次の各号の者をもって構成する。

- (1) 農学研究科長（以下「研究科長」という。）
  - (2) 農学研究科教務主任
  - (3) 農学研究科研究主任
  - (4) 農学研究科入試運営主任
  - (5) 農学研究科キャリア主任
  - (6) その他論文審査会が必要と認める農学研究科構成員
2. 論文審査会は、前条に定める事項について、大学院科目を担当する農学部専任教員から、提出される論文ごとに審査員を選任し、審査に当たらせる。論文審査会は、審査員から審査報告を受け、その結果を判定する
3. 本条第1項に定める論文審査会の構成員及び前項に定める審査員の選任については、本研究科委員会の承認を得なければならない。

#### (審査員の構成)

第4条 審査を行う審査員は3名とし、うち1名が主査をつとめ、審査員及び主査の選任は論文審査会が行う。

2. 前項の審査員は次の各号に定める者とする。ただし、第1号に定める者は、前項に定める主査を務めることはできない。
- (1) 論文を提出した者を指導する龍谷大学大学院農学研究科指導要項第1項第1号アに定める主たる指導教員
  - (2) 前号の審査員が、大学院科目を担当する農学部専任教員から推薦し、論文審査会が選任した者
3. 論文審査会が必要と認めるときは、本条第2項の規定にかかわらず、龍谷大学大学院他研究科および他大学の大学院等の教員等を審査員に入れることができる。

#### (論文審査会の招集)

第5条 論文審査会は、研究科長が招集し、その議長となる。

2. やむを得ない事情により、研究科長が欠席する場合は、あらかじめ研究科長が指名した者が議長となり、その職務を代行する。

#### (論文審査会の任期)

第6条 論文審査会の任期は、本研究科委員会が論文審査会を設けた日から1年とする。

#### (成立要件)

第7条 論文審査会は、構成員の3分の2の出席により成立する。

## 第2章 修士論文の審査

#### (修士論文の提出可否)

第8条 修士論文の提出可否にかかる審査を受ける者は、修士論文審査願を提出する。

第9条 修士論文の提出の可否は、修士論文審査願に基づき審査し、判定する。論文審査会は、この判定結果について、本研究科委員会に対して報告を行う。

#### (修士論文の可否)

第10条 修士論文の提出について可と判断され、修士論文の可否にかかる審査を受ける者は、次の各号の書類を提出する。

- (1) 修士論文
  - (2) 修士論文の要旨
2. 修士論文の可否にかかる審査は、学位論文等審査規程第4条第2項の定めに基づき、論文内容の審査及び報告会における質疑応答を課する。
3. 前項に定める報告会は、農学研究科に所属する専任教員に公開する。
4. 修士論文の可否は、論文の内容及び報告会における質疑応答の結果を総合的に審査し、判定する。論文審査会は、この判定結果について、本研究科委員会に対して報告を行う。

### 第3章 博士論文の審査

(予備審査)

第11条 予備審査には口頭試問を課す。

第12条 予備審査の合否は、口頭試問の結果に基づき審査し、論文審査会において議決する。なお、議決した合否については、本研究科委員会に対して報告を行う。

(博士論文提出の可否)

第13条 博士論文の提出可否にかかる審査を受ける者は、博士論文審査願を提出する。

2. 博士論文審査願を提出する者は、次の各号に定める、いずれか1つの要件を満たさなければならない。

- (1) 第一著者または責任者として執筆した1つ以上の査読付き学術論文を持つ者
- (2) 本研究科委員会が、特に優れた業績等を有していると認める者

第14条 博士論文の提出の可否は、博士論文審査願及び博士論文概要に基づき審査し、判定する。論文審査会は、この判定結果について、本研究科委員会に対して報告を行う。

(博士論文の合否)

第15条 博士論文の提出について可と判断され、博士論文の合否にかかる審査を受ける者は、次の各号の書類を提出する。ただし、著書、論文などが多数にわたる場合には、「研究業績一覧表」を別紙にて提出することができる。

- (1) 学位申請書
- (2) 博士論文
- (3) 博士論文要旨
- (4) 参考論文のあるときは当該参考論文
- (5) 履歴書

2. 博士論文の合否にかかる審査は、学位論文等審査規程第10条第2項の定めに基づき、論文内容の審査及び公聴会における質疑応答ならびに口述試験を課する。

3. 前項に定める公聴会は、学内外に広く公開する。ただし、論文審査会が非公開とすることが適当と認める場合はこの限りではない。

4. 本条第2項に定める口述試験の審査は、第4条第1項に定める審査員に加え、その他に論文審査会で選任された審査員2名を含む5名が担当する。

5. 博士論文の合否は、論文の内容、公聴会における質疑応答の結果及び口述試験の結果を総合的に審査し、判定する。審査委員会は、この判定結果について、本研究科委員会に対して報告を行う。

付則

1. この規程は、龍谷大学大学院農学研究科学位論文審査にかかる内規として、2019年6月26日から施行する。

付則 (2021年3月3日 第3条第1項改正)

1. この規程は、龍谷大学大学院農学研究科学位論文審査にかかる内規として、2021年4月1日から施行する。

## 研究生に関する規程（「龍谷大学大学院学則」抜粋）

第9章の2 研究生及び特別専攻生

第36条の2 本学大学院博士後期課程に3年以上在学して退学した者で、さらに、大学院において博士論文作成のための研究継続を希望する者は、研究生として研究を継続することができる。

第36条の3 研究生となることを希望する者は、所定の願書に研究計画その他必要事項を記載し、当該研究科長に願出しなければならない。

2 研究生は、当該研究科委員会の選考により、学長が決定する。

第36条の4 研究生の期間は、1学年間又は1学期間とする。

2 研究の継続を希望する者は、期間の更新を願出することができる。ただし、通算して3年を超えることはできない。

第36条の5 研究生は、研修費として年額2万円を大学に納入しなければならない。ただし、理工学研究科については、年額3万円とする。

2 1学期間在籍の場合、研修費については、前項に定める年額の2分の1の金額を納入する。

第36条の6 研究生は、当該研究科委員会の定めるところにより、次の待遇を受けることができる。

- (1) 教授の指導を受けること。
- (2) 大学院学生の研究を妨げない範囲で、研究施設を利用すること。
- (3) 大学院学生の研究を妨げない範囲で、特定の科目を聴講すること。

第36条の7 研究生には、身分証明書を交付する。

第36条の8 研究生については、別に定めるところによるほか、本学則を準用する。ただし、第17条はこれを除く。

## 特別専攻生規程

平成28年1月14日

### (設置)

第1条 龍谷大学大学院学則第36条の9の規定により龍谷大学（以下「本学」という。）大学院各研究科に特別専攻生制度を置く。

### (対象と目的)

第2条 本学大学院修士課程又は博士後期課程を修了し、さらに研究の継続を希望する者は、特別専攻生として研究を継続することができる。

2 他大学に在籍する大学院生で、本学大学院理工学研究科における研究指導を希望する者があるときは、本学大学院理工学研究科と当該大学院との協議により、特別専攻生として研究指導を受けることができる。

3 前項により受け入れる特別専攻生に係る事項は、本学大学院理工学研究科と当該大学院との協議により別に定める。

### (出願)

第3条 特別専攻生となることを希望する者は、大学院各研究科委員会が別に定める所定の願書にその他必要書類を添えて、所属する研究科の長に願い出なければならない。

2 特別専攻生の選考は、大学院各研究科委員会にて行う。

### (期間)

第4条 特別専攻生の在籍期間は、1年間又は1学期間とする。

2 前項にかかわらず、本学大学院文学研究科の特別専攻生の在籍期間は、1年間とする。

3 引き続き研究の継続を希望する者は、期間の更新を願い出ることができる。ただし、在籍期間は通算して修士課程においては3年を、博士後期課程においては5年を超えることはできない。

### (研修費)

第5条 特別専攻生は、研修費として1年間在籍する者は20,000円、1学期間在籍する者は10,000円を大学に納入しなければならない。

2 前項にかかわらず、本学大学院理工学研究科の特別専攻生は、研修費として1年間在籍する者は30,000円、1学期間在籍する者は15,000円を大学に納入しなければならない。

### (待遇)

第6条 特別専攻生は、大学院各研究科委員会の定めるところにより、次の待遇を受けることができる。

- (1) 担当教員の指導を受けること。
- (2) 大学院学生の研究を妨げない範囲で、研究施設を利用すること。

### (身分証明書)

第7条 特別専攻生には、身分証明書を交付する。

### (準用)

第8条 特別専攻生については、大学院各研究科委員会において別に定めるところによるほか、龍谷大学大学院学則を準用する。

付則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度特別専攻生から適用する。

2 この規程の施行に伴い、文学研究科特別専攻生規程、法学研究科特別専攻生規程、経済学研究科特別専攻生規程、経営学研究科特別専攻生規程、社会学研究科特別専攻生規程、理工学研究科特別専攻生規程、国際文化学研究科特別専攻生規程、実践真宗学研究科特別専攻生規程及び政策学研究科特別専攻生規程（以下「従前の規程」という。）は廃止する。

3 従前の規程により在籍していた者が、引き続き本規程により在籍する場合は、従前の規程により在籍していた期間を本規程により在籍する期間に通算する。ただし、経済学研究科特別専攻生規程又は経営学研究科特別専攻生規程により在籍していた者を除く。

## 大学院における長期履修の取扱いに関する規程

平成25年5月16日

改正 平成26年6月26日

平成27年7月16日

平成28年7月7日

令和2年10月22日

### （趣旨）

第1条 この規程は、龍谷大学大学院学則第2条の2第7項の規定に基づき、標準修業年限を超えての一定期間にわたる計画的な教育課程の履修（以下「長期履修」という。）の取扱いに関し必要な事項を定める。

### （対象者）

第2条 長期履修を申請できる者は、本学大学院研究科に入学する者（以下「入学予定者」という。）又は在学生（修了年次に在学する者を除く。）であって、次の各号のいずれかに該当し、標準修業年限内で修了することが困難な者とする。

- (1) 職業を有している者
- (2) 家事、介護、育児、出産等の諸事情を有する者
- (3) その他当該研究科が相当な事情があると認めたる者

2 前項にかかわらず、以下の者は、対象としない。

- (1) 外国人留学生
- (2) 法学研究科修士課程及び政策学研究科修士課程に、地域人材育成に係る相互協力に関する協定により1年制で入学する者
- (3) 経営学研究科修士課程に、地域人材育成に係る相互協力に関する協定により入学又は在学する者のうち、地域人材育成学費援助奨学生である者
- (4) 社会学研究科修士課程に、社会学研究科と学外団体との連携協定により1年制で入学する者

### （長期履修期間）

第3条 長期履修期間は年度を単位とし、龍谷大学大学院学則第2条の2第7項の規定に基づき、修士課程、博士後期課程ともに6年を限度に認めることができる。ただし、休学期間はこれに算入しない。

### （申請手続）

第4条 長期履修を希望する入学予定者は、入学手続期間内に、在学生は、長期履修開始年度の学年開始の1ヶ月前までに、次の各号の書類を入学又は在学する研究科の長に提出しなければならない。

- (1) 長期履修申請書
- (2) 対象者であることを確認できる書類
- (3) その他当該研究科長が必要と認める書類

### （長期履修期間の変更）

第5条 長期履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）が、許可された履修期間を事情により変更（短縮又は延長）を希望する場合は、次の各号の書類を、在学する研究科の長に提出しなければならない。

- (1) 長期履修期間変更申請書
- (2) その他当該研究科長が必要と認める書類

2 前項による変更は、在学する課程において、いずれか1回に限り認めるものとする。

3 短縮を認めることのできる期間は、標準修業年限に1年を加えた期間までとし、申請は変更後の修了年度の学年開始の1ヶ月前までに行

うものとする。

4 延長を認めることのできる期間は、第3条に規定の範囲までとし、申請は変更前の修了年度の学年開始の1ヶ月前までに行うものとする。

(許可)

第6条 長期履修及び前条に規定する長期履修学生の履修期間の変更の許可は、当該研究科委員会の議を経て研究科長が行う。

(雑則)

第7条 大学院学則及びこの規程に定めるもののほか、長期履修に関して必要な事項は、研究科が別に定める。

2 第4条及び第5条に規定の書類の様式は研究科が別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議会が行う。

付則

この規程は、平成25年5月27日から施行し、平成26年度入学生から適用する。

付則（平成26年6月26日題名、第2条改正）

この規程は、制定日（平成26年6月26日）から施行し、平成26年度入学生から適用する。

付則（平成27年7月16日第2条改正）

この規程は、制定日（平成27年7月16日）から施行する。

付則（平成28年7月7日第2条改正）

この規程は、制定日（平成28年7月7日）から施行する。

付則（令和2年10月22日第2条改正）

この規程は、制定日（令和2年10月22日）から施行し、令和2年度入学生から適用する。

## 農学研究科博士後期課程早期修了制度に関する内規

制定 2022（令和4）年10月12日

### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この内規は、龍谷大学大学院学則第13条の規定に基づき、農学研究科博士後期課程に1年以上在学し、優れた研究業績を上げたと認められ、修了要件として定める単位を修得した大学院生の早期修了（以下「早期修了」という。）に関し必要な事項を定める。

(種類)

第2条 農学研究科博士後期課程の早期修了は、2年修了及び1年修了とする。

### 第2章 2年修了

(2年修了の要件)

第3条 2年修了の認定を受けることができる者は、次に各号に掲げるすべての要件を満たさなければならない。ただし、再入学生又は長期履修学生は、2年修了の対象とならない。

(1) 指導教員（主・副）の同意を得ていること。

(2) 1年次修了時まで、龍谷大学大学院農学研究科学位論文審査にかかる内規第13条に定める、博士論文審査願を提出する要件を満たしていること。

(3) 2年次開始時に、農業生産科学特別演習Ⅲ、地域社会農学特別演習Ⅲ又は食品栄養科学特別演習Ⅲのいずれかを履修登録し、その単位を修得すること。

(4) 学位論文審査を受審時に、第2号で示した業績を除き、さらに第一著者または責任者として執筆した1つ以上の査読付き学術論文を有していること。

(5) 2年次修了時に、農学研究科博士後期課程の修了に必要な単位を全て修得し、必要な研究指導を受けたうえ、所定の時期に博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格すること。

(2年修了候補者の認定)

第4条 2年修了を希望する者は、修了希望年度の前年度末までに農学研究科長へ申し出なければならない。

2 2年修了を希望する学生の申し出のあった場合は、農学研究科委員会で希望者が第3条第1号及び2号の条件を満たしていることを確認したうえで、候補者として認定する。

(2年修了候補者の履修授業科目の緩和及び指導)

第5条 前条により2年修了候補者を認定した場合は、2年修了候補者が、3年次に配当される農業生産科学特別演習Ⅲ、地域社会農学特別演習Ⅲ又は食品栄養科学特別演習Ⅲを2年次に履修することを認める。

2 農学研究科は、2年修了候補者に対し、認定後に適切な学修及び研究指導等の十分な教育措置を講じなければならない。

(2年修了候補者の取消)

第6条 2年修了候補者が第3条に規定する要件を満たさなかった場合は、2年修了候補者の認定を取り消すものとする。

### 第3章 1年修了

(1年修了の要件)

第7条 1年修了の認定を受けることができる者は、次に各号に掲げるすべての要件を満たしていなければならない。ただし、再入学生又は長期履修学生は、1年修了の対象とならない。

- (1) 入学試験出願時に希望した指導教員の同意を得ていること。
- (2) 1年次開始時に、第一著者又は責任者として執筆した査読付き学術論文を1つ以上有していること。
- (3) 1年次開始時に、農業生産科学特別演習Ⅱ・Ⅲ、地域社会農学特別演習Ⅱ・Ⅲ又は食品栄養科学特別演習Ⅱ・Ⅲを履修登録し、単位を修得すること。
- (4) 学位論文審査を受審時に、第2号で示した業績を除き、龍谷大学大学院農学研究科学位論文審査にかかる内規第13条第1項の「第一著者又は責任者として執筆した」査読付き学術論文を2つ以上有していること。
- (5) 1年生修了時に、農学研究科博士後期課程の修了に必要な単位を全て修得し、必要な研究指導を受け、所定の時期に博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格すること。

(1年修了候補者の認定)

第8条 1年修了を希望する者は、入学後、農学研究科が定める期日までに農学研究科長へ申し出なければならない。

2 1年修了を希望する学生の申し出のあった場合は、農学研究科委員会で希望者が第7条第1号及び2号の条件を満たしていることを確認したうえで、候補者として認定する。

(1年修了候補者の履修授業科目の緩和及び指導)

第9条 前条により1年修了候補者を認定した場合は、1年修了候補者が、2年次及び3年次に配当される農業生産科学特別演習Ⅱ、農業生産科学特別演習Ⅲ、地域社会農学特別演習Ⅱ、地域社会農学特別演習Ⅲ、食品栄養科学特別演習Ⅱ又は食品栄養科学特別演習Ⅲを履修することを認める。

2 農学研究科は、1年修了候補者に対し、認定後に適切な学修及び研究指導等の十分な教育措置を講じなければならない。

(1年修了候補者の取り消し)

第10条 1年修了候補者が第7条に規定する要件を満たさなかった場合は、1年修了候補者の認定を取り消すものとする。

付則

この内規は、令和4年10月12日から施行する。

## 龍谷大学大学院農学研究科論文博士にかかる学位申請の受理及び審査に関する内規

制定 2025 (令和7) 年1月22日

1. この内規は、本学大学院農学研究科（以下「研究科」という。）における、龍谷大学学位規程（以下「学位規程」という。）第3条第4項に規定する博士學位（以下「論文博士」という。）授与に関する細則を定める。

### <審査の種類>

1. 論文博士の審査は、受理審査および本審査の二段階とする。

### <受理審査>

1. 学位の授与を申請する者（以下「申請者」という。）は、研究科委員会の委員3名を推薦者として、当該推薦者を通じて研究科長へ受理審査の申請を行う。
2. 申請者は、受理申請にあたって、次の各号の書類を10月末日までに推薦者を通じて研究科長に提出しなければならない。
  - (1) 学位申請書
  - (2) 学位論文
  - (3) 学位論文の要旨
  - (4) 参考論文のあるときは当該参考論文
  - (5) 履歴書
  - (6) 研究業績書
  - (7) 最終学歴の成績証明書及び修了証明書
  - (8) 推薦者3名による博士論文推薦書
3. 研究科長は、前項の申請を受け、学長への提出に先立ち、学位申請の受理判定を行うため、受理審査委員会に諮問する。
4. 受理審査委員会は、研究科委員会の委員3名で構成する。ただし、推薦者は受理審査委員会の委員となることはできない。
5. 受理審査委員会は、申請者から提出される学位論文を構成する学術論文の著者に推薦者が1名以上含まれていることを確認する。ただし、単著論文の場合はこの限りではない。
6. 受理審査にあたっては、研究科博士後期課程修了者と同等以上の研究能力を有することを確認する。
7. 受理審査委員会は、12月末までに審査を終了し、研究科長に審査内容を報告しなければならない。

### <論文の受理>

1. 研究科長は、受理審査委員会の報告を受けて、1月開催の研究科委員会にて論文受理の可否について決議する。
2. 論文の受理が認められた申請者は、審査手数料を添えて学長に提出し、正式に学位授与の申請手続きを行う。
3. 正式な申請がなされた場合、研究科委員会は学位論文を学位規程第4条第4項に従い取り扱う。
4. 提出された学位論文については、大学院各研究科委員会の議を経て、学長が受理する。

### <本審査>

1. 研究科長は、学長の論文受理を受けて、論文の可否を本審査委員会に諮問する。
2. 本審査委員会は、研究科委員会の委員3名で構成する。なお、推薦者及び受理審査委員会委員は、本審査委員会の委員となることができる。
3. 学位規程第5条第2項の「外国語及び専攻学科」に関する諮問を必要と判断するときは、本審査委員会がこれを実施する。なお、申請者の経歴、研究業績、教育業績等により書面で確認することが可能な場合は、当該諮問は不要とすることができる。
4. 博士論文の可否にかかる審査は、論文の内容の審査及び公聴会における質疑応答並びに口述試験を課する。
5. 口述試験の審査は、本審査委員会の委員に加え、研究科委員会で選任された審査員2名を含む5名が担当する。
6. 本審査委員会は、研究科委員会が指定する2月中の期日までに論文内容及び公聴会における質疑応答並びに口述試験の結果に基づき審査報告書を作成する。
7. 研究科委員会は、本審査委員会からの審査報告書に基づき、学位規程第9条第3項及び第4項により、学位論文の可否の決定を行う。

### <内規の改廃>

1. この内規の改廃は、研究科委員会が行う。

付則

この内規は、2025年4月1日から施行する。

## 龍谷大学大学院農学研究科生の学部科目履修に関する内規

制定 2025（令和7）年3月17日

（資格）

第1条 龍谷大学大学院農学研究科に在籍し、農学部科目（以下「学部科目」という。）の履修を志願する者の取扱いはこの内規による。

（出願手続）

第2条 学部科目の履修を志願する者は、所定の願書に受講希望科目を記入し、農学部教務課を経て、農学研究科長に提出する。

（許可）

第3条 農学研究科長は、前条の願書を受け付けたときは、農学研究科委員会の議に基づき、農学部教授会の承認を経て、これを科目等履修生として許可する。

（科目等履修料等）

第4条 科目等履修料（以下「履修料」という。）は、1単位につき7,500円とし、単位の計算方法は学則に準じる。（受講料は龍谷大学科目等履修生出願要項に準ずる）

2 科目等履修審査料及び科目等履修許可料は、免除する。

（指定学部科目）

第5条 入学時に農学研究科委員会が修了の条件として在学中に単位取得するよう指定した学部科目は、履修料を免除する。

（教職課程科目等）

第6条 中学校教諭専修免許状、高等学校教諭専修免許状を取得するために必要な科目を履修する場合は、履修料を免除する。

2 中学校教諭1種免許状、高等学校教諭1種免許状を取得するために必要な科目を履修する場合は、教職に関する科目は履修料を免除し、教科に関する科目は免除しない。

3 「介護等体験」「教育実習指導ⅡA」「教育実習指導ⅡB」等の教職に関する科目の履修料は、科目等履修生出願要項の定めによるものとし、教育実習費については別途納入するものとする。

4 農学部で設置されている教職課程を除く諸課程の科目履修については、必修科目のみ履修料を免除する。

（対象外科目）

第7条 農学部の定めるところにより、履修対象外科目は次の各号のとおりとする。

(1) 「演習」「実習」「卒業論文(研究)」関係の授業科目及び「語学」等受講者数を制限した科目

(2) 前号で定める授業科目のほか、科目の性格上農学部が履修を認めない科目

（単位認定及び証明書発行）

第8条 履修科目に合格した場合は、所定の単位を与え、願い出により証明書を発行する。

付則

この内規は、2025（令和7）年4月1日から施行する。